

「小学校学習指導要領」におけるローマ字に関する事項

「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 国語編」（文部科学省）から抜粋

第3章 各学年の内容 第2節 第3学年及び第4学年の内容

1〔知識及び技能〕

（1）言葉の特徴や使い方に関する事項

ウ 漢字と仮名を用いた表記，送り仮名の付け方，改行の仕方を理解して文や文章の中で使うとともに，句読点を適切に打つこと。また，第3学年においては，日常使われている簡単な単語について，ローマ字で表記されたものを読み，ローマ字で書くこと。

ローマ字で表記されたものを読み，ローマ字で書くことは，ローマ字での読み書きについて示したものである。ローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たり，コンピュータを使ったりする機会が増えるなど，ローマ字は児童の生活に身近なものになっていることなどを踏まえ，第3学年で指導するものとする。

日常使われている簡単な単語とは，地名や人名などの固有名詞を含めた，児童が日常目にする簡単な単語のことである。

ローマ字の表記に当たっては，「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示）を踏まえることとなる。ここでは，「一般に国語を書き表す際には第1表に掲げたつづり方によるものとし，「従来の慣用をにわかに改めがたい事情にある場合に限り，第2表に掲げたつづり方によっても差し支えない」とこととされている。第1表（いわゆる訓令式）による表記の指導に当たっては，日本語の音が子音と母音の組み合わせで成り立っていることを理解することが重要である。第2表（いわゆるヘボン式と日本式）による表記の指導に当たっては，例えば，パスポートに記載される氏名の表記など，外国の人たちとコミュニケーションをとる際に用いられることが多い表記の仕方を理解することが重要である。